

令和7年度 第4回 吹田市公共施設最適化推進委員会 議事概要(1)

日 時:令和7年(2025年)11月17日(月)午前9時30分～午前10時30分

場 所:吹田市役所 高層棟4階 特別会議室 及び オンライン

出席者:<特別会議室に参集>

辰谷副市長(委員長)、春藤副市長(副委員長)、大江教育長(副委員長)、
伊藤理事(公共施設整備担当)、山下総務部長、今峰行政経営部長、大山市民部長、
脇寺都市魅力部長、梅森福祉部長、道場児童部長、清水都市計画部長、井田学校教育部長
<府内テレビ会議システムにより出席>

岡田危機管理監、北澤理事(子育て支援センター担当)、岡松健康医療部長、松林保健所長、
道澤環境部長、真壁土木部長、山田消防長、二宮地域教育部長

所 管:【児童部 保育幼稚園室】岡田次長、湊崎室長、安井参事、堀主幹、山本主査、
(都市魅力部地域経済振興室)萩原次長、大村主幹

案件	JR吹田駅南立体駐車場跡地を活用した私立保育所の整備について
【案件概要】	
鉄道駅近くに立地し、利便性の高い「JR吹田駅南立体駐車場跡地」を、私立保育所の整備用地(貸地)として活用することについて確認するもの。	
【所管部の考え方】	
保育施設利用申込者の増加に伴う、提供量拡充の取組の一環として、市有地を保育事業者へ30年間貸付け、私立保育所を整備する。	
【質疑概要】	
質問: 土地の貸付について、駐車場を運営している現在の賃借人が貸付期間の延長を希望される可能性はないか。また、別の場所で駐車場運営を継続する意向はないか。	
回答: 令和8年3月末の貸付終了で相手方も了承済みであるが、測量等の期間に空き地のままとなるのであれば使用したいとも聞いており、最長1年間の条件付きで貸付を延長する可能性はある。保育事業者への貸付が始まる令和9年4月以降は貸付しない。当該駐車場については、市有地活用の方向性が決まるまでの間、利便性向上のために運営されていたものであり、別の場所で継続する意向はないと確認している。	
意見: これまであくまでも暫定的な使用であり、市の活用方針が決まったら、従っていただくのが基本と考える。	
質問: 資料7ページで、保育利用申込者数と保育所等利用児童数に数百人の差があるが、待機児童数は数人から数十人と大きな差があるのはなぜか。また、資料9ページの提供量と保育所等利用児童数に違いはあるのか。	
回答: 利用児童数とは、申込後の利用決定を経て、実際にその施設を利用することになった人数である。令和7年度は申込者数9,025人、利用児童数8,119人で906人の差があるが、これは需給のミスマッチにより生じた差である。待機児童数は国調査により算出し、入所が叶わなかった児童から、幼稚園等の利用者や近隣の施設に空きがある児童などを除外した人数である。提供量とは、保育所等の受入れ定員であり、施設としては受け皿を用意しているが、その枠がすべて埋まるかどうかは、マッチング次第ということになる。市としては、申込者に足りる受け皿を用意するという考え方であり、待機児	

童の解消につながる。

質問：差となった数百人は、希望外の施設に入所したり、就労時間を制限したりして、待機児とはなっていないという理解か。どのようにニーズを確認しているか。

回答：保育施設に入所できなかった児童の大部分は、他施設の利用や保護者の対応などにより待機児童に含まれていない。ニーズに関しては、保育施設の利用申込時に保育要件の有無を確認し、公正な観点から優先度の高い申込者順に選定している。

質問：事業者提案により整備されることであるが、4階建てとなると、安全性に問題はないのか。

回答：保育施設の階層に制限はないが、日常的な利便性や安全性確保の観点から、保育室は低層階にあることが望ましい。敷地内に駐車場・駐輪場を確保する必要があること、一時預かり保育などの機能を付加する可能性も踏まえると、事業者提案にもよるが本件では4階建てもあり得ると予想している。それに対しては、火災発生時の避難経路を確保するなど、安全基準を満たすよう条件を付す。

質問：施設整備により定員が充足されると、将来的に施設が余る状態になるのでは。

回答：子どもの人口は減少傾向にあるが、保育施設の利用申込者は増加しており、社会情勢からみても数年のうちに保育ニーズが減少するとは考えにくい。仮にニーズが減少した場合、定員を超えた弾力的な受け入れ枠を調整することで施設余りを緩和できると見込んでいる。

質問：申込者数と利用児童数に数百人の差があるとのことだが、本件はこのエリアの保育ニーズに合った提案となっているか。

回答：一般的に交通の便が良い場所は保育ニーズが高い状況にある。また、保育士など働く側も通勤しやすい場所でないと人員確保が難しい状況にあり、JR吹田駅前は児童もスタッフも集まりやすい場所と捉えている。

意見：保育施設を利用したい家庭が数多くある中で、国は待機児童対策から「こども誰でも通園制度」など少子化を見据えた施策に転換している状況もあり、通常の施設利用と一時的な預かりとのすみ分けをどのようにしていくか考えていかなければならない。そのためには、0歳児から2歳児の子がどう過ごしているか、認可外施設に通ったり、育児休業を延長して家庭で過ごしたりする子がどれだけいるか、保育施設の申込みだけでは見えない実態やニーズを把握する必要がある。

意見：本市の公立保育所は、一部を除き広い敷地でゆったりと運営しているが、民間保育所で同じようにしたら採算がとれないだろう。他市では3階建てや4階建もあるはず。時代の変遷により、働く人だけに保育所が必要という状況ではなくなり、社会的な状況の認識や、保育所整備の必要性について丁寧に誤解を与えないような説明をしていくことが重要である。

質問：0歳児から2歳児の提供量は不足しているが、余剰のある3歳児から5歳児までの定員を融通できないか。

回答：入園後は必ず進級して卒園できる定員設定とするため、下の歳児では上の歳児よりも多く受け入れられない。また、低年齢児の保育では専用の設備や手厚い人員配置が必要となり、多くの児童を入園させることは難しい。既存施設の有効活用として、私立幼稚園による認定こども園移行の推進などを進めているところである。

質問： 立体駐車場解体後、地下に埋設物は残っていないか。

回答： 杭が残っている。

意見： 後々裁判になることもあり得るため、重要事項としてしっかり示したうえで貸付けに向けた手続きを進めること。

意見： 今回の施設整備助成には国庫補助や特定財源が入ると思われ、財源確保の機会を逃さないようお願いしたい。

意見： 当案件について、様々な意見が出されたが、提案どおり進める。

【結果】

当案件について、方向性が確認された。